

令和5年8月17日

開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、令和5年北アルプス広域連合議会8月定例会を開会をいたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長、監査委員は、全員出席しております。

以上でございます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、5番、栗林陽一議員、6番、中牧盛登議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期と議会運営につきましては、去る8月3日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長の報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（横澤はま君）登壇〕

○議会運営委員長（横澤はま君） おはようございます。

去る、8月3日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議しておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日8月17日と明日18日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、条例案件2件、決算認定案件5件、予算案件5件の計12件でございます。決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。各議案につきましては、委員会に付託し審査を経て、委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。

また、2日目の本会議終了後、ごみ処理特別委員会及び全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は、以上であります。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日8月17日と、明日の8月18日の2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

### 日程第3 広域連合長あいさつ

次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) おはようございます。

本日ここに、令和5年広域連合議会8月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、今月12日、午前9時21分頃、北アルプスエコパークにおきまして、ごみ集積のピット内にごみ搬入者が転落する事故が発生しました。救急車及び救助工作車により、転落者を救出し、急を要したため、搬送途中からはドクターヘリにより信州大学病院へ救急搬送をいたしました。診断では、頸部の骨折が判明したため、緊急手術を受けました。負傷されましたことに心からお見舞い申し上げます。詳しい転落事故の原因につきましては、現在調査中ですが、施設の安全な管理運営の観点から、安全作業マニュアルの遵守や、作業員による誘導等を再度点検するなど、安全管理の徹底に努めてまいります。

なお、本定例会終了後の全員協議会におきまして、概要等について、ご報告申し上げますこととしております。

次に、新型コロナウイルス感染症は、5月8日、感染法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、これまでの規制が緩和されて、様々な地域イベントが再開されるなど、夏の観光シーズンを迎え、当圏域にも大勢の観光客が訪れ、人の動きが活発となっております。今後、例年にも増して、親族の集まりや同窓会等が開催され、さらに帰省客を含め、県内外からの来訪者の増加により、地域経済の活性化が図られることを期待するところでございます。

一方、高齢者と接する機会や、大人数で集まる飲食の場も増えることが予想されますことから、安心して安全に夏を過ごしていただくため、圏域住民の皆様には、周囲の状況に応じたマスクの着用や咳エチケットなど、ご自身と身近な人を守る意識のもと、引き続き基本的な感染防止にご留意いただくようお願いいたします。

次に、地方行政を巡る最近の動向について申し上げます。

6月に開催された国の第33次地方制度調査会第15回専門小委員会において、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる、地方制度のあり方について議論が行われ、1点目として、デジタル分野における国と地方公共団体との関係、2点目に、共通基盤、共通機能における国と地方公共団体の連携、3点目には、国と地方公共団体の情報の共有の3項目が審議されております。審議では、今後、人口減少が更に進むことが確実な中、地方公共団体の事務処理に当たり、最少の経費で最大の効果を上げることを旨とし、持続可能

な行政サービスを提供するため、全国の地方公共団体に共通する一定の事務について、令和7年度末までに標準システムに移行できるよう取り組みが進められております。このため、広域連合としましては、国の動向を注視するとともに、共同運用する情報システムの標準化や基盤整備の動きに的確に対応し、圏域住民のサービス向上に努めてまいります。

以下、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

はじめに、広域一般廃棄物処理事業について申し上げます。

本年度発注を予定しております、白馬リサイクルプラザ建設工事につきましては、現在、基本設計まで立ち戻り、見直しを行っております。本定例会終了後のごみ処理特別委員会及び全員協議会におきまして、屋根の形状や部屋のレイアウト案をお示しし、ご意見をいただき、設計業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、本年5月定例会において契約案件の議決をいただきました、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事につきましては、現在、仮設工事を進めており、まもなく、施設内ダイオキシン類等の洗浄工程に入ります。仮囲いにより、外部からは進捗がわかりにくい状況にありますが、工事は順調に進んでおり、引き続き安全な工事の施工に努めてまいります。

北アルプスエコパークは平成30年8月の稼働から5年が経過し、これまで特段の事故等もなく、円滑な施設の運営を続けております。

昨年度における可燃ごみの搬入量は、大町市6,953トン、白馬村2,817トン、小谷村729トンで合計1万499トンとなり、前年度比501トン、5.0%の増となり、1日当たりの焼却量は32.9トンとなりました。

また、資源物などにつきましては、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬リサイクルセンターで適正に処理されております。昨年4月から始まりましたペットボトルの水平リサイクルを含め、持続可能な循環型社会の形成に寄与するための施策を推進するとともに、引き続き、安全かつ適切な施設の運営に努め、今後も3市村との連携のもと、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況は、本年1月から先月末までに22件発生し、そのうち建物火災は9件で、負傷者は3人となっております。また、その他の火災は、たき火の延焼等によるもので、出火件数は前年同期に比べ6件の増となっており、引き続き、市町村消防団をはじめ、関係機関と連携し、火災予防の啓発に努め、住民の安心安全の確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、2,144件で、前年同期に比べ229件の増となっており、過去最多の水準で推移しております。この夏の関東甲信地方の梅雨明けは、ほぼ平年並みでありましたが、当圏域におきましても、比較的早い時期から高温となり、最高気温が30度を大きく上回る日も多く、熱中症関連の出動が増加しております。今後もしばらくは厳しい残暑が見込まれますことから、熱中症予防について市町村等と連携し、一層の注意喚起に努めますほか、救急車が到着するまでの間の適切な応急救護措置の普及を図ってまいります。

また、この夏の新型コロナウイルス感染症を含む、各種感染症の感染者も増加傾向にあり、救急搬送における感染予防対策につきましても、引き続き、感染防護装備の装着や、救急車の入念な消毒などによる感染防止措置の徹底に努めてまいります。

これから台風の発生がいつそう本格化する季節を控え、市町村消防団をはじめ、関係機関と連携を密にし、災害への万全の備えのもと、住民の安全確保に全力を尽くしてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

昨年度における虹の家の年間の利用状況につきましては、有識者によるご助言をいただい

た内部検討会の分析と対策に沿い、施設の運営に努めた結果、施設入所者は令和3年度と比較しますと、900人上回る1万6,643人となりました。これに伴い、療養介護費収入につきましても、昨年度を上回ることができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通所リハビリ利用者は前年度と比較し157人下回る、3,544人となりました。

本年度におきましては、5月定例会終了後の全員協議会においてご報告いたしました、虹の家経営改善委員会からの答申でも指摘がありました、利用者の積極的な確保と、収益の確保に努めましたところ、4月から6月までの利用状況は、施設入所者は、前年同時期と比べ116人上回る4,203人となり、1日平均では46.1人となりました。一方、通所リハビリ利用者は、前年同時期と比べ48人下回る1,230人となっております。

このように、入所につきましては、昨年度からの内部検討と答申に基づく取り組みの成果が見え始めておりますものの、通所リハビリにつきましては、依然厳しい状況が続いております。このため、管内で必要とされる在宅サービス事業所等への転換についての検討におきましては、各在宅サービスのニーズ調査を実施しているところでございます。なお、現在の検討状況につきましては、本定例会終了後の全員協議会においてご説明申し上げることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上第5類に移行しましたが、引き続き安全な施設の運営を図るため、入所される方全員に、抗原定性検査を実施し、陰性を確認した後、ご利用いただいております。引き続き、施設利用者及び職員の感染予防の徹底に努め、安心して安全にご利用いただける施設を目指し、健全経営に向け、力を尽くしてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う介護保険事業への影響につきましては、昨年11月からの第8波による蔓延に伴い、管内介護サービス事業所では、本年4月初旬頃まで、職員及び利用者に感染が確認されており、サービスを休止せざるをえない事業所が複数ありましたものの、5月以降は、事業所での感染の報告もほぼなく、現在、いずれの事業所も通常の介護サービスを提供しております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、介護サービス事業所への訪問が困難となり、令和2年3月から休止しておりました、介護サービス相談員派遣事業につきましては、コロナ感染症が終息傾向となったことを受け、先月より、受け入れが可能な事業所から、順次訪問活動を再開しております。

現在、10人の相談員が月2回程度、管内事業所を訪問し、利用者と直接面談を行うなか、利用者が抱える介護サービスに関する課題や、不安の解消に向けた支援を実施しており、今後も介護サービスの質的な向上と適正化に向けて活動を進めてまいります。

来年度から令和8年度までを計画期間とする、第9期介護保険事業計画の策定につきましては、第8期事業計画の達成状況や、課題を的確に把握しますとともに、被保険者のニーズ分析や、地域の人口推計等に基づき、介護保険事業計画作成委員会において作業を進めております。

引き続き、計画策定委員会において圏域の介護需要の推計などを行い、必要なサービス基盤の整備計画などを含め、基本指針の検討を重ね、年内には素案を取りまとめ、パブリックコメントの実施を経て、本年度中の計画策定を目指してまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は定員50人に対し44人が入所しております。

また、ひだまりの家におきましては、入所定員9人にご利用いただいております。今後も関係市町村等と密接な連携を図り、入所者の円滑な入所に努めてまいります。

なお、例年8月には、近隣地域の皆様との交流を目的とした、鹿島荘納涼祭を開催していましたが、昨年同様、感染症予防を考慮し、本年度の大新田町自治会との共催による納涼祭を見合わせることにし、これに代えて、今年9日に夏に因んだリクリエーション行事を行いました。

また、ひだまりの家におきましては、先月20日に、利用者のご家族や近隣地域の皆様との地域交流会を開催いたしました。今後も地域住民をはじめ、ボランティアの皆様との交流の機会を大切に、地域に開かれた施設づくりに努めてまいります。

なお、両施設とも入所者の高齢化がいつそう進んでおりますことから、感染症や熱中症への対策など、入所者の健康管理及び安全管理に十分配慮し、明るい環境のもと、日常生活が営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件2件、決算案件5件、予算案件5件の合計12件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

#### 日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

はじめに、議案第17号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ただいま議題となりました、議案第17号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配布しております議案第17号説明資料、新旧対照表を併せてご覧ください。

今回の改正は、職員の定年が引き上げられたことに伴い、段階的に60歳以上の職員が増加するため、適切な消防力を維持するためには、新規職員の採用を計画的に行う必要がありますことから、定年が65歳に引き上げられる10年間の消防職員の定数を、9人増やす改正を行うものであります。

附則第2項に、定年引き上げに伴う経過措置として、令和15年3月31日までの間、消防職員の定数を106人とする規定を設けております。また、附則において施行期日を令和5年10月1日としております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 担当委員会の案件ですけれども、連合長の見解を伺いたいのので質問いたします。ただいま消防関係から106名の定年引き上げによる増員の説明がありました。

一方で事務局の職員は47人のままということのようですけども、この事務局職員については、定年引き上げ等はどうのような見解になってるのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 事務局職員におきましても地方公務員法の規定により、定年の延長をいたしております。消防職員と同じように、2年に1歳ずつ5回に分けて10年間で完了する予定になっております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 消防の場合には定数の増、9人の増加という説明があったんですが、この事務職員については、定数を増やさなくても可能であると、そういう見解なんですか。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 事務職員につきましては、それぞれ定年の延長に伴いまして、それぞれふさわしいその職があります。事務職場においては一般的にそのような措置を行い、また、会計年度任用職員の運用も含めて合理的に運用することが可能です。

一方で消防職員は、いわゆる現場の対応があります。チームを組んで現場に出動するという時に、必ずしも定年延長した職員がそれに当たるということは困難な場合がありますので、やはり定員全体を膨らませる、これは県下の他の消防本部などにおいても同じ方法をとっておりますが、そのような方法で対応することとして、消防職員に限り、定年を延長することに伴い、定数を暫定的ではありますが、附則にありますように、令和15年3月31日までの間の特例として、附則で設けるものでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 私からも補足を申し上げます。事務局職員のですね、定年延長に伴う条例定数の変更についてはですね、年齢構成上その対象となる職員が、ほとんど影響がないということで、現状の定数でいけるということで判断をしております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 現況では、大町市から派遣されたりという構成で、事務局職員になるんですけども、今までの懸案であるプロパー化と言うような計画との、それを合わせて考えた上では、定員の増等は必要ないのかどうか、その点改めて連合長の見解をお聞きします。

○議長（二條孝夫君） すいません、担当委員会の質疑ということであります。

連合長の見解に限ってということでもありますから、連合長、もしできれば、連合長の見解をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

大町市からの派遣の職員も含めた定数条例のカウントになっておりますが、そちらの方も加味しての内容となっておりますので、それらを加味しても定数条例については変更の必要がないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員からも度々、これまで指摘をいただきました。やはり、広域連合のプロパー職員がそれぞれ経験を積み、ふさわしい職に就けるよう、これは定年延長を加

味しながらですが、定年延長とともに、併せて実現に向けて力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で、質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第17号は総務常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第18号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長

〔消防長（細川彰夫君）登壇〕

○消防長（細川彰夫君） ただいま議題となりました、議案第18号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配布しております、議案第18号説明資料、新旧対照表と改正内容説明資料を併せてご覧ください。

今回の改正は、急速充電設備、避雷設備、喫煙等の3項目に係るもので、国から示された火災予防条例の準則に基づき、北アルプス広域連合火災予防条例の防火安全対策に関する改正を行うものです。

それでは、主な改正点について説明いたします。

急速充電設備、第11条の2の主な改正内容は、近年、電気自動車の急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることや、これまでの変圧機能を有する設備本体とケーブル等が一体となった、一体型の急速充電設備に加え、本体設備とケーブル等を収納する充電ポストで構成される分離型の設置事例が見られるようになったことから、全出力の上限の撤廃や、分離型の設備に対し、新たに規定を設けるものでございます。

次に、喫煙等、第23条については、平成30年7月に健康増進法が改正されたことに加え、火災予防条例においても、火災予防の観点から、喫煙所に対し、規制しているという異なる法令で重複している状況であるため、指定場所における喫煙の制限に係る規定を改正するもので、現行の別表第7に示されている表示を削除し、ISO国際標準化機構又はJIS日本産業規格の図記号に統一するものです。

施行日は、公布の日からとしておりますが、第11条の2、急速充電設備の規定につきましては、令和5年10月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第18号は、総務常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第19号から、議案第23号までの5議案は、いずれも令和4年度各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

議案第19号から議案第23号までの5議案を一括して議題とし、順次説明を受けた後、各議案について、それぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

それでは議案第19号から議案23号までの5議案について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました、議案第19号から議案第23号までの5会計の歳入歳出決算につきまして、順次ご説明申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

最初に、議案第19号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果は、1ページからでございます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

歳入3ページ、収入済額の最下段、決算額は19億1,842万5,362円で、前年度比11.5%の減でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出5ページ、支出済額の最下段、決算額は18億5,461万1,247円で、前年度比11.2%の減となっております。決算額が減となった主な要因は、ごみ処理広域化推進費に関わる工事請負費の減によるものでございます。その結果、6ページになりますが、歳入歳出差引残額は6,381万4,115円となり、翌年度へ繰り越しとしております。

8ページからの、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款1項1目1市町村負担金16億4,380万4千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費等に伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

2段目、款2項2目2衛生手数料7,927万3,400円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。

款3項1目1循環型社会形成推進交付金517万3千円は、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事等調査業務及び大町リサイクルパークストックヤード棟基本設計業務に関わる、補助対象経費の3分の1にあたる補助金でございます。款3項2目1及び款4項1目1の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料軽減に関わる国庫及び県負担金でございます。款5項2目1物品売払収入78万9,400円は、不要となった消防備品を売却したことによるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款8項1目1節4衛生費雑入418万729円は、ペットボトル有償拠出金等、資源物の売払収入が主なものでございます。款9項1目2消防債3,590万円は、節1緊急防災減災事業債では、消防各署仮眠室個室化等実施設計及び災害対応ドローン整備に充てたもの、節2消防防災施設整備事業債では、高規格救急自動車の更新に充てたものでございます。

次に、14ページ、15ページの歳出をご覧ください。



款1 議会費は、議会定例会4回の開催に伴う費用でございます。款2 項1 目1 一般管理費9,079万8,498円は、職員4名と派遣職員4名分の人件費と事務費が主なものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

目2 財産管理費は、北アルプス市町村会館の維持管理に関わる費用、目3 情報化推進費9,550万180円は、市町村と広域連合が共同利用する基幹系システム等にかかる費用であり、節13 使用料及び賃借料の機器リース料が主なものでございます。目4 企画費は、北アルプス連携自立圏合同調査研究事業として、先進施策の視察を実施した費用でございます。

18、19ページをご覧ください。

款3 項1 目1 入所判定委員会費は、年5回開催されました、老人ホーム等入所判定委員2名分の報酬、費用弁償が主なものでございます。目2 障害支援区分認定審査会費は、主に審査会委員5名の報酬費用弁償等であり、年12回、149件の審査判定がされております。目3 低所得者保険料軽減事業費7,871万7,600円は、節27 繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出したものであり、軽減対象者は6,418名でございました。

目4 福祉施設等建設事業費370万円は、節18 負担金補助及び交付金で、第8期介護保険事業計画に基づく施設整備に対する補助金として、認知症対応型共同生活介護「ほっとハウス信濃ときわ南の家」に対して交付したものでございます。

款4 項1 目1 葬祭場費では、指定管理者による運営の2期目、5年間の5年目でございます。人体665体、動物354体の火葬業務に関わる費用と、節14 工事請負費では、火葬炉台車耐火物積替工事等の修繕工事を行ったものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

目2 ごみ処理広域化推進費3,911万3,888円の主なものは、節12 委託料では、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事等調査業務委託。大町リサイクルパークストックヤード棟基本設計業務委託等を行ったものでございます。目3 廃棄物処理費

4億3,164万6,479円では、節12 委託料の北アルプスエコパーク焼却設備維持修繕定期点検業務委託が主なものでございます。

22、23ページをご覧ください。

目4 リサイクル推進費6,482万9,675円では、節12 委託料の資源物処理業務委託が主なものでございます。

24、25ページをご覧ください。

項2 目1 保健衛生費3,740万1,870円は、節12 委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ在宅歯科当番制事業を大北歯科医師会へそれぞれ委託して実施したものでございます。節18 負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、二次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております市立大町総合病院とあづみ病院へ運営費の一部を補助したものでございます。款5 消防費8億4,559万7,798円の主なものは、節12 委託料では、消防救急デジタル無線設備等の保守点検業務委託のほか、仮眠室個室化等工事实施設業務委託等によるもの、節17 備品購入費では、高規格救急自動車の更新が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款6 土木費3,214万3,781円の主なものは、職員3名と会計年度任用職員3名分

の人件費が主なものでございます。

28、29ページをご覧ください。

款7諸支出金546万3千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度にふるさと市町村圏事業特別会計より借り入れた5,402万5千円の償還に充てるものであり、10年分割償還の1年目でございます。款8公債費9,976万9,683円は、消防施設整備事業など、広域連合債8件分の元金と利子の償還金でございます。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げます。

31ページには実質収支に関する調書、32、33ページには財産に関する調書、34、35ページには、財源内訳等の決算資料、36、37ページには連合債一覧表、また、38ページには市町村負担金の集計表を掲載してございます。

一般会計決算の説明は、以上でございます。

続いて、議案第20号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明申し上げます。

決算書は、39ページからでございます。主要な施策の成果は18ページからとなっております。

40ページ、41ページの歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入41ページ、収入済額の最下段、決算額は1,092万5,550円、前年度比81.7%の減でございます。

42、43ページをご覧ください。

歳出43ページ、支出済額の最下段、歳出の決算額は661万2,692円、前年度比87.8%の減となっております。歳入歳出ともに、前年度より大きく減となった主な理由は、令和3年度では、市町村負担金平準化に充てるため、ふるさと市町村圏基金の一部を、一般会計へ繰り出しを行ったことによる、基金繰入金及び繰出金の減によるものでございます。その結果、44ページになりますが、歳入歳出差引残額は431万2,858円となり、翌年度へ繰り越しとなります。

46、47ページの歳入をご覧ください。

款1財産収入33万3,745円は、基金の定期預金による利子収入でございます。款2項2目1一般会計繰入金546万3千円は、市町村負担金平準化のため、令和3年度に一般会計へ貸付けた5,402万5千円の分割償還によるものでございます。款3繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に48、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1活動事業費661万2,692円は、節18負担金補助及び交付金では、ふるさと市町村圏基金の利息を活用し、大北管内で行われた地域振興イベントに対する補助を行ったものでございます。

なお、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初補助を予定していたイベントで中止となったものもございましたが、代替イベントを含め3事業に対して補助金交付を行っております。

節24積立金は、市町村負担金平準化に充てた基金の一部を積み戻すものでございます。51ページには実質収支に関する調書、52ページには財産に関する調書を掲載してございます。

ふるさと市町村圏事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続いて、議案第21号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳

入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果説明書では、21ページからでございます。

決算書の54、55ページをご覧ください。

55ページの歳入の収入済額の最下段に記載がございます、決算額は

2億7,485万3,526円で、前年度と比較いたしますと、8.0%の減でございます。

56、57ページをご覧ください。

57ページ、歳出の支出済額の最下段、決算額は2億7,254万7,423円で、前年度と比較いたしますと7.8%の減となり、58ページになりますが、歳入歳出差引残額は230万6,103円となり、翌年度へ繰り越しとなります。歳入歳出決算額が大幅な減額となりました理由は、昨年度実施した大規模改修事業分が減ったことによるものでございます。

60ページの歳入決算について、主な内容をご説明申し上げます。

款1項1目1入所療養介護費収入1億1,895万3,202円は、契約入所者に関わる介護給付費でございます。契約入所者につきましては、前年度と比較いたしますと、

1,142名増加したことから、給付費につきましては、1,077万円ほど収益が増加いたしました。款1項2目1短期入所療養介護費収入3,161万8,267円は、短期入所利用者に係る介護費収入でございます。安定的な稼働率向上のために、契約入所者を優先して確保に努めた結果、前年度と比較すると、利用者で242人減少したことから、給付費につきましても375万7千円ほど収益が減少いたしました。

款1項2目2通所リハビリテーション費収入4,322万671円は、通所リハビリテーションサービス利用者5,195名に係る介護費収入でございます。款1項3目1節1施設利用料収入6,140万6,797円は、入所系サービスと通所系サービス利用者に係る施設利用料でございます。款1項3目1節2滞納繰越分施設利用料28万5,333円は、前年度の滞納繰越分が納付されたことによるものでございます。款1項4目1特定入所者介護サービス費収入217万491円は、介護サービス提供に関わる補足給付費の収入でございます。

62、63ページをご覧ください。

款2繰越金293万5,321円は、令和3年度からの繰越金でございます。款3諸収入43万4,510円は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。款4財産収入2万3,934円は、虹の家事業基金の積立金利息でございます。款6繰入金1,250万円は、収益補填分として、虹の家事業基金から繰り入れたものでございます。款7県補助金180万5千円は、コロナウイルス感染症に係る検査費用につきまして、県より交付された補助金でございます。

失礼いたしました。先ほど款7県補助金180万5千円と申し上げましたが、

130万5千円の誤りでございます、失礼しました、訂正をいたします。

続きまして、66、67ページからの歳出をご覧ください。

款1項1目1節2給料から節4共済費までは、虹の家の職員12名分の人件費でございます。節10需用費4,265万1,282円は、施設の光熱水費や燃料費、施設修繕料、施設内の消耗品、入所者の食事に係る材料費、医薬材料費でございます。節11役務費

532万9,102円は、寝具等のクリーニング代と施設利用者の個人負担金徴収に係る窓口収納手数料が主なものでございます。節12委託料1億3,375万3,669円は、虹の家の施設運営と給食業務に係る大町総合病院への委託料が主なものでございます。

68、69ページをご覧ください。

節13 使用料及び賃借料254万4,723円は、寝具及び福祉用具、複写機のリース料が主なものでございます。節18 負担金補助及び交付金28万1,070円は、関係団体への負担金、節24 積立金2万3千円は、虹の家事業基金の利子積立、節26 公課費は、公用車の車検時の重量税でございます。

71ページは、実質収支に関する調書、72、73ページは、財産に関する調書、74ページは、財源内訳等の決算資料でございます。

介護老人保健施設事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

続いて、議案第22号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書は75ページから、主要な施策の成果は、25ページからでございます。

決算書の76、77ページをご覧ください。

77ページの歳入、収入済額の最下段に記載がございます決算額は、

71億851万5,476円となり、前年度より0.7%の減となりました。また、本人死亡等により時効を迎えた未納保険料2,364万7,180円の不納欠損処理を行った結果、収入未済額は5,476万417円となっております。

78、79ページをご覧ください。

歳出では、79ページ支出済額の最下段に記載がございます決算額は、

69億7,309万1,236円となり、前年度より0.5%の減となっております。その結果、80ページの歳入歳出差引残額1億3,542万4,240円となり、翌年度への繰り越しとしております。なお、繰越金のうち、1億1,647万7,879円は、介護給付費等に関わる国縣市町村負担金の過大交付となったものであり、令和5年度において、それぞれ償還するものでございます。

それでは、歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

82、83ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1第1号被保険者保険料の収入済額は13億7,896万8,760円であり、前年度比0.9%の減となっております。款2項1目1市町村負担金は、保険給付費の法定分と総務費などの運営費でございます。款4国庫支出金17億8,210万890円のうち、項1目1介護給付費負担金11億5,932万2,950円は、保険給付費の法定負担分でございます。また、項2目2地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業等に関わる法定負担分でございます。

84、85ページをご覧ください。

目6保険者努力支援交付金及び、目7保険者機能強化推進交付金は、介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、高齢者の自立支援、介護予防等に関わる取り組みへの評価として交付された補助金でございます。目8介護保険災害臨時特例補助金1万6千円及び、目9特別調整交付金59万7千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少した被保険者の保険料減免措置に関わる補助金等となり、対象者は26名でございました。

款5支払基金交付金17億3,634万4千円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。款6県支出金9億7,206万533円のうち、項1目1介護給付費負担金9億1,184万9,221円は、保険給付費の法定負担分でございます。

86、87ページをご覧ください。

項2目1介護保険事業費補助金114万3千円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減

に対する補助であり、対象者は79名でございました。款8項1目1低所得者保険料軽減繰入金7,871万7,600円は、保険料段階第1段階から第3段階の住民税非課税世帯の方の、保険料負担軽減のための公費負担分であり、一般会計から繰り入れるものでございます。

88、89ページをご覧ください。

款10項4目1第三者納付金184万5,597円は、交通事故等の第三者行為が原因で、介護が必要な状態となった被保険者が、介護サービスを利用した際に、保険給付で一時立て替えた費用について、加害者に請求し納付されたものでございます。

続きまして、90、91ページからの歳出をご覧ください。

款1項1目1一般管理費7,173万3,275円は、職員6名分の人件費のほか、節12委託料は、介護保険ソフト保守業務委託等が主な内容でございます。項2徴収費

495万9,633円は、保険料徴収のための郵送料などが主なものでございます。項3目1介護認定審査会費1,234万1,966円は、節1報酬が主なものであり、保健、医療、福祉の有識者25名が、5名ずつ5グループに分かれ、認定審査会を年間94回開催し、3,200件の審査判定を行ったものでございます。

92、93ページをご覧ください。

目2認定調査等費3,153万1,938円は、節1要介護認定調査を行う、会計年度任用職員6名分の報酬と、節11役務費、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。項4目1趣旨普及費91万1,094円は、節10需要費、印刷製本費では、年3回発行しております、介護保険広報誌「井戸端かいご」の印刷代等となっております。項5目1計画策定委員会費33万2,360円は、節1第9期介護保険事業計画作成委員会開催に係る委員報酬等が主なものでございます。項6保健福祉事業費1,374万3,381円は、社会福祉法人等による低所得利用者に対する利用者負担軽減補助事業等が主なものでございます。

94、95ページをご覧ください。

款2保険給付費は、総額61億9,340万6,944円となり、前年度比2.1%の減となりました。減額となりました主な理由につきましては、サービス事業所の利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、サービス提供を休止した期間があったことや、感染拡大からの利用控えなどが主な理由と考えているところでございます。項1介護サービス等諸費57億6,758万2,655円は、要介護1から要介護5の方が利用された、居宅及び施設介護サービスに対する給付費で、1.6%の減でございました。

96、97ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費1億1,649万1,986円は、要支援1、2の方が利用された介護サービス給付費で0.1%の減でございます。

98、99ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費1億2,415万6,014円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付でございます。項5高額医療合算介護サービス等費2,037万6,662円は、介護保険と医療保険の利用者負担が、高額介護サービス費等を控除してもなお一定額を超えた場合の給付でございます。

100ページ、101ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費1億5,901万1,517円は、施設等利用者の食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。款3項1目1給付費準備基金積立金1億5,190万9千円の主なものは、第1号被保険者の保

険料1億3,663万円余、その他、国庫負担金、県費負担金の過年度精算分を積み立てるものでございます。款4地域支援事業費3億6,807万2,938円は、要介護状態へ移行しないために行う、介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に構成市町村へ委託して実施するもの及び、介護予防、日常生活支援総合事業の実施に関わる費用となっており、前年度比2.0%の増となりました。

104、105ページをご覧ください。

款5項1目2償還金1億2,197万7,307円は、令和3年度において過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金となっております。

107ページは、実質収支に関する調書、108ページは、財産に関する調書、109ページは、財源内訳等の決算資料でございます。

介護保険事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

最後に、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書では111ページから、主要な施策の成果では、38ページからとなっております。

決算書の112、113ページをご覧ください。

歳入の113ページ、収入済額の最下段、決算額は2億114万9,849円で、前年度比8.4%の減でございます。

114、115ページをご覧ください。

歳出の115ページ、支出済額の最下段、決算額は1億8,463万8,831円で、前年度比6.3%の減でございます。その結果、116ページでございますが、歳入歳出差引残額は1,651万1,018円となり、翌年度への繰り越しとなります。

118、119ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1市町村負担金1,867万7千円は鹿島荘の運営費、改築事業の連合債償還に係るもの、目2鹿島荘事業負担金1億2,258万2,164円は、老人保護措置費及び生活短期宿泊事業に係る負担金でございます。措置入所者は、延べ1万6,244人前年度比1,676人の減でございました。また、生活短期宿泊事業の延べ利用者は、1,100人、前年度比170人の増でございます。

款2項1目1ひだまりの家収入2,518万5,737円は、ひだまりの家利用者9人分の介護保険給付費収入で、前年度比48万1千余の増、目2ひだまりの家施設利用収入1,119万8,539円は、介護保険利用者負担分のほか、利用者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費で、前年度比5万6千円余の減でございました。款4項1目1鹿島荘繰越金1,759万2,169円は、鹿島荘分の令和4年度繰越金で、目2ひだまりの家繰越金492万4,258円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

122、123ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費9,601万8,070円は、主には職員6名分の人件費と、会計年度任用職員12名分の報酬、節10需用費は、施設の維持管理に係る消耗品費、燃料費、設備修繕などでございます。節12委託料は、清掃業務委託のほか、欠員となった職員補充のための、人材派遣会社からの職員派遣業務委託などでございます。節22償還金利子及び割引料は、令和3年度分市町村負担金過年度償還金、節24積立金は、鹿島荘事業基金利子と寄付金を積み立てたものでございます。この結果、鹿島荘事業基金の残高は410万8千円余となりました。

目2生活費3,622万4,921円は、措置入所者と生活短期宿泊事業入所者の日常生

活に係る費用でございます。

124、125ページをご覧ください。

主なものは、節10需用費は、オムツ等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び賄い材料費でございます。節11役務費の手数料は、入所者の健康診断、シーツなどのクリーニング代、節13使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料、節19扶助費は、介護保険サービス利用に係る費用のほか、入院患者の日用品などでございます。項2目1ひだまりの管理費

3,770万3,776円は、人件費では、職員1名と会計年度任用職員10名分の人件費、その他入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理費用で、主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。節12委託料は、鹿島荘同様に欠員となった職員補充のための職員派遣業務委託、訪問看護業務委託料などでございます。節17備品購入費では、エアコン2台と洗濯機1台を更新したものでございます。節24積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てたものでございます。この結果、ひだまりの家事業基金の残高は、2,534万8千円となっております。

款2項1鹿島荘公債費1,469万2,064円は、鹿島荘改築事業の起債償還の元金及び利子でございます。なお、償還金は、令和4年度で返済完了となりました。

129ページは、実質収支に関する調書、130、131ページは、財産に関する調書、132ページは、連合債一覧表となっております。

老人福祉施設等事業特別会計決算の説明は、以上でございます。

以上、5会計の決算につきましてご説明申し上げます。

ご審議のうへ、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 日程第4の途中ですが、ここで11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午後11時25分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4の議事を継続します。

それでは続いて、監査委員に監査報告を求めます。

松沢監査委員。

〔監査委員（松沢晶二君）登壇〕

○監査委員（松沢晶二君） 決算審査報告を申し上げます。

令和4年度の決算審査は、議会選出の中牧監査委員と、私、松沢の両名で行いましたので、代表して審査報告を申し上げます。

去る7月10日に、広域連合長から審査に付されました、地方自治法第233条第2項の規定による、令和4年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月19日に、広域連合事務局があります、北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和4年度北アルプス広域連合一般会計、特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び

証拠書類との照合などにより審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また予算、事務事業の執行についても、概ね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合各会計の財源については、市町村負担金はその根幹をなしており、このうち一般会計では、歳入の約85%、16億4,380万円余が市町村からの負担金であります。

広域連合の事務事業は、事業効果と事務効率、そして、公平公正の担保が求められており、厳しい財政状況下にあっても、十分な事務事業の評価、点検、検証を行うとともに、構成市町村の財政に配慮しながら、起債や国、県の補助事業を活用した、計画的かつ効率的な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

まず、一般会計ですが、北アルプス広域葬祭場では、修繕計画に基づき火葬炉の修繕工事が実施されました。設備に係る修繕や更新については、点検結果に基づき計画的に実施するとともに、適正な指定管理料による施設運営に努めていただきたい。

ごみ処理広域化では、北アルプスエコパークにおいて3市村での広域的なごみ処理が行われており、資源物等の受け入れは、大町リサイクルパークを中心に、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターでの一般廃棄物処理基本計画に沿った施設運営が行われ、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいます。

令和4年度建設予定であった白馬リサイクルプラザは、2回の入札不落により、当該年度内の建設が延期され、実施設計の見直し業務が発注されていますが、令和5年度の建設着工に向けて、適正な積算による設計とすることはもとより、利用者や地域住民に愛される施設の建設となるよう努めていただきたい。

消防関係では、導入から10年が経過した南部消防署の高規格救急自動車について、車両本体及び搭載されている医療機器の性能低下や、部品交換の調達に苦慮していたことから、実施計画に基づき更新されました。また、災害対応ドローンが整備され、災害時等の機動力の向上が図られております。

近年の気象変化に伴い、当地域においても、大規模災害の発生が危惧される状況であり、防災力の強化が求められるなかで、保有する資機材を有効に活用しながら、地域住民や企業、学校等への訓練指導を実施することにより、地域の防災力向上が図られることを期待します。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計では、基金の運用益を財源として、市町村が行うイベント、祭りに対する補助金交付が主な事業となっており、令和4年度の補助金交付実績は3件でありました。景気の低迷により、金利が低い状態が続いていることから、定期預金による運用に加え、新たに有価証券による運用を始めており、今後も、預金利率や債券市場の動向を注視し、安全で効率的な基金運用を検討されたい。

次に、介護老人保健施設事業特別会計については、新型コロナウイルスの感染予防対策をとりながら、利用者の増加に向けて取り組んだ結果、入所系利用者が1万6,643名となり、前年度に比べ900名の増加となりました。しかし、通所サービス利用者では

5,038名となり、前年度に比べ157名の減少となっています。

圏域内の特別養護老人ホーム等の整備が進んだことによる、待機施設としての利用の減少や、利用期間の短縮等により、収益の確保が厳しい状況が続いていることから、経営改善の方策と今後のあり方について、虹の家経営改善委員会に諮問し、この諮問に対し、令和5年5月22日付で答申がなされていますので、この答申内容を十分精査、検討したうえで、今



後の方向性を速やかに決定することを期待します。

次に、介護保険事業特別会計については、介護保険料全体の収納率が94.62%で、前年度に比べ0.18ポイントの減となっています。また、不納欠損額は

2,364万7,180円で、その内訳は、徴収困難、死亡等によるものであり、調定額に対する収入未済額は5,476万円余となっています。今後も、保険料負担と給付の公平性を確保するため、市町村との連携により、効率的な滞納整理を進めていただきたい。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目でありましたが、引き続き、構成市町村や、地域包括支援センター及び事業者等との連携を強化しながら、計画の基本目標である、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを推進されたい。

最後に、養護老人ホーム鹿島荘、グループホームひだまりの家についてであります。令和4年度の鹿島荘入所者は、延べ利用人数で1万6,244名となり、前年度と比較して1,676名減少しましたが、生活短期宿泊事業では、延べ利用人数で1,100名となり、前年度と比較して170名の増となりました。また、ひだまりの家利用者は、延べ利用人数で3,285名となり、前年度と比較して1名の増となっております。

養護老人ホームである鹿島荘では、構成市町村等に対し、措置入所へより一層の協力を求めるなど、満床に向けた努力をお願いします。

また、入所者の高齢化や、重度の要介護認定者が増加しており、職員に対する負担が増えているうえ、夜間勤務等の変則勤務などにより、人員の安定的な確保が慢性的な課題となっています。

現在、会計年度任用職員として勤務している生活相談員、支援員、介護員等の職種において、高齢化による退職者の増加が見込まれるなかで、人員の確保がさらに困難となることが予想されます。これらの状況を踏まえ、今後の安定的な施設運営をどのように維持していくかについて、早急に検討されることを望みます。

その他詳細につきましては、意見書をご覧くださいますようお願いし、以上で、決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（二條孝夫君） それでは、これより質疑に入ります。

まず、議案第19号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第20号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

中村直人議員。

○4番（中村直人君） すいません、ご説明のなかで歳出、歳入が87%、81%減ったってお話があって、それが昨年度の一般会計の貸付があったから去年膨らんだと、今年は、それが通常になったから戻ったって理解をしたんですが、その貸し付けの理由とかですね、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（二條孝夫君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） お答えいたします。

令和4年度につきまして、歳入歳出決算額が大きく減少した理由は、ただいま説明申し上げ

げたとおりですね、令和3年度にふるさと市町村圏事業特別会計から、一般会計に貸し付けを行ったということで、その分がなくなったということで間違いはございません。

その内容でございますが、一般会計におきましては、ごみ処理広域化推進費ということで、多額の資金、財源を必要としておりまして、そのなかで市町村負担金を頂戴して事業を進めていくわけでございますが、令和3年度につきましては、白馬山麓清掃センターの解体撤去工事という大きな事業がございまして、その市町村負担金につきまして、白馬村におかれてはですね、財源について有利な起債等がないということで、市町村負担金の平準化を図るために、ふるさと市町村圏事業特別会計から一般会計の方に貸し付けを行いまして、それを10年で償還するというような流れで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第21号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど質問したいと思います。

1点目はですね、令和4年度の決算では、入所利用者が昨年より900名増加と、通所利用が157名減少ということですが、新型コロナのなかで、数年減少してるなかで、特に昨年オミクロン株が急拡大というような時期でもあったんですけども、プラスに転じている、この辺の要因をどのように分析してるのか、説明いただきたいと思います。

2点目はですね、昨年度の比較でプラスに転じたということではありますけれども、介護保険収入を見ますと、当初予算と比較して約650万円減少しております。また一方では、基金から繰入金1,250万円を繰り入れてますけれども、このうち基金からは、経常経費にどのくらいの金額を充てているのか、説明いただきたいと思います。

3点目は、虹の家の経営改善に向けての取り組みについては、全協でも説明があると思いますが、方向性として、今後介護サービスの運営主体、設置者を今までどおり広域連合とするのか、また、前回も質問しましたが、大町病院が運営主体、設置者となるのか、これについて、どのような方針を持ってるのか改めて説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

虹の家事務長。

○虹の家事務長（上條達弘君） はい、ただいまのお尋ねにつきまして順次お答えいたします。

令和4年度につきましては、収益の増収を目指し経営アドバイザーからの助言をいただき、とにかく施設の空きベッドを、できる限りなくすようにということで、入所利用者の確保について職員一丸となって取り組みました。

その結果、施設入所利用者が、昨年度より900名ほど上回るという結果に結びついたと思っております。引き続き、本年度におきましてもこの取り組みを進めており、現在までの入所利用者は、昨年同時期と比較しますと200名程度上回っている状況でございます。

また、通所系利用者につきましては、コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、施設の利用控えが進んだことから減少したものと分析しております。

続けて、経常費に充てた基金繰入金につきましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、その感染予防対策として、大町総合病院にお願いをして、施設利用希望者に対しまして、利用前に抗原定量検査を実施してまいりましたが、この検査費用は、県より130万円ほどの補助金をいただいて実施してまいりましたが、検査費用自体は180万円ほど要しております。

また、世界情勢の影響を受け、灯油代や電気料が上昇したことから、昨年度決算と比較しますと灯油代、電気料が300万円ほど増加しております。基金繰入金1,250万円になりました原因は、これらの要素が大きな部分となっております。

あと、予算、運営等は、どう解決していくかということにもお答えいたしますが、現在まで虹の家の経営改善と今後の方向性につきまして、検討を進めているところでございます。

この検討を進めるにあたり、虹の家の今後の方向性につきましては、施設の管理運営を隣接する市立大町総合病院にお願いしていることから、市立大町総合病院の皆様にも関わっていただき、経営形態等も含め更なる検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 1番目は大体わかりました。

2番目の質問ではですね、基金の繰入金1,250万円のうち、経常経費に充てた基金繰入金は幾らに当たるのかという質問ですので、これについて答えていただいてませんので、改めて回答をお願いします。

それから、虹の家の運営については、今までも指摘をしていますが、そもそも、これ大町病院の組織の一部として位置付けられて、設立されて、運営されてきているものです。

それが現在は、運営主体と設置者が広域連合というような形にいつの間にか変わってきてると、この辺が大きな問題の根源だと思いますので、是非その点、そもそも論から、どこの組織であって、どこが運営主体となり、設置者である責任を持って運営していくのか、この点をしっかり議論して早急に決定していただきたいと思っております。

この点については、是非設置者としての基本的な考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 私から、基金の関係についてご説明申し上げます。

令和4年度において繰り入れを行いました基金1,250万円でございますが、これにつきましては、全て虹の家の経常経費ということで、その補填分として繰り入れをしているものでございます。

それから、経営主体の関係でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、虹の家の今後の方向性について、病院の方達にも加わっていただいて、早急に方向性を出したいと考えております。そのなかにおいて、病院とどういう形がいいのかというのは、併せて協議をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からも少し補足しながら、ご答弁申し上げます。

まず現在、病院の関係者にも入っていただき、経営陣にも入っていただき、そしてこの虹の家の運営について改善を一生懸命取り組む、そんな検討を進めております。そのなかで、

どこまで深く出ているかは別としてですね、やがて大町病院が、病院の運営と一体となって経営することのメリットをですね、きちっと確認するなかで、検討が更にそのステップに進むのではないかという期待を、広域連合とはしてはいたしております。

しかしながら、その前提としては、現在の経営体質の健全化、改善が前提となるのではないかと、赤字のままで経営を引き受けてくれと言っても、それは到底難しい課題だというふうには私も自身も認識しているところでございます。

そうしたなかで、まず一つには、いわゆる在宅系の施設形態に持っていき、それについては比較検討しながら、これも今まで全協等でご説明申し上げていますように、いくつかの経営形態の比較をしながら一番この地域の介護のニーズに即応し、なおかつ経営も健全化できるような、そんな方向で検討していただいておりますが、そのなかで実際にそうした経営形態をとり、そしてそれが健全化の見通しが見えてきた段階で初めて、実際に経営の主体の問題が、具体的に検討されるのではないかと、そのように考えております。

これは、待たなしで進めなければいけない課題であります。同時に、先ほど議員のご質問のなかで、病院の組織の一部と位置付けられていたというご発言がありました。この、虹の家の開設時の検討の中では、当初大町病院の組織の一部に位置付けて開設するというのも検討されたようですが、実際には広域連合が開設者になってスタートしたというのが実際の姿でございます。

そのなかで、現在、指定管理でもなく、また全部委託でもなく、大町病院には給食業務と、それから職員を派遣しての、いわゆる業務の相当部分、大半と言っていいかもしれませんが、その分については委託事業として大町病院が引き受けていただき、そしてそのなかに職員を派遣し、大町病院の職員を配置し、そして広域連合の職員もそこに派遣する形で、一つの事業体として運営するような形にはなっておりますが、あくまでも、この虹の家の開設自体は広域連合ということについては、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 今の広域連合長の説明ですけれども、そもそもから言うと、私も調べてみますと、大町病院の組織図の中に、虹の家というのがちゃんと書かれていて、それがいつの間にか消えてるという経過があります。

消えたってのは、どこでも議決してないはずですね。そういう経過もありますので、そもそもそのところをきちんと調べていただきたい。

いずれにしても、今回ですねこういったことをきちんと解決していかないといけない時期になってるという認識は共通してると思っています。

広域連合長にありましては、広域連合長であり、また大町病院の開設者という最高位の立場にいるわけです。

是非ガバナンスを発揮していただいて、この際きちんとした整理に向けてですね、是非努力いただきたいと思っておりますが、改めて決意のほどお願いします。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ご発言の前段の大町病院における組織の位置付けについては、どのように変化があったか、表現上、私自身理解しておりませんが、この17年間で大町病院における、この虹の家の運営形態については、全部委託というような形に近づいてきていることでは、少し変遷がありますが、それを受けても、いずれにしても委託という形をとっていることについては、実態として変わりがありませんから、どのような形でその位置付

けが途中から変わったかっていうことについては、発言、答弁を控えさせていただきます。

その上に立って、いずれにしてもやはり、効率的な虹の家の運営、この地域に、そうした在宅におけるリハビリを含めた入所、或いは通所の機能が必要とされる限りは、この事業は続けていかなければならない。そのなかで、大町病院については、事業管理者制度をとっております。議会の議決をいただいて、事業管理者制度をとっておりますので、設置主体は大町市であり、責任者は私でありますので、その責任は免れることはしませんが、運営にあたってはやはり事業管理者の下で最終的な判断があり、そして団体としての大町市がそれを決定する、そのようなことになっていく、そうした手順があるってことについても、併せてご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

続いて、議案第2号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。

1点目は、報告でも新型コロナの影響があったと、職員がコロナになってサービスを停止した例とか、利用控えというのが影響あったという説明がありましたけども、新聞報道等にもありますように、やはり小規模事業者等への影響というのは大きかったんじゃないかと、管内ではその点は、どのようにとらえているのか説明いただきたいと思います。

また、第8期介護事業計画の中間年では、どんな状況にこの影響がなっているのか。また、最終的に1億3,540万円の差引残額がありますけども、この差引残額が妥当であるという説明を改めていただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、ただいまのお尋ねに順次お答えいたします。

最初に、昨年度における新型コロナウイルス感染症の介護保険サービス利用及び予算への影響でございます。

昨年度、コロナ感染症の主な影響といたしましては、感染拡大への懸念に伴う利用控え、事業所での感染症発生による事業休止により、受け入れが困難になった状況がございました。昨年度では、年間で64の事業所から感染症発生の報告を受け、多くの事業所が一定期間、事業を休止せざるを得ない状況となり、利用者へ通常のサービス提供が困難になったケースもございましたが、生活に介護サービスが必要な利用者へは、他の事業所とも連携しながら、ご自宅でのサービス提供に切り替えるなど、臨時的な取り扱いをしてサービスの提供を継続していただきました。

また、予算への影響につきましては、介護給付費及び地域支援事業費では、当初見込みと実績を比較いたしますと、3億4千万円ほど実績の方が小さくなっております。このうち、コロナ感染症の影響を大きく受け、見込みとの差が大きかったサービスといたしましては、

通所介護や短期入所サービスが挙げられ、その影響額を推計いたしますと、見込みとの差において40%ほどが、コロナ感染症の影響と見込んでいるところでございます。

続きまして、第8期の介護保険事業計画の状況と繰越額についてのお尋ねでございます。

昨年度、介護給付費及び地域支援事業費につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき予算を計上しておりますが、執行状況は、計画値よりも約5.2%下回っており、令和3年度に引き続き、給付の伸びは縮小した状況でございます。

第8期の計画期間3年のうち2年が終了するところでございますが、介護給付費等はコロナ感染症の影響を受けたことに伴い、見込みよりも事業実績が縮小している状況にあり、サービス給付の23%を賄っております保険料収入につきましても、余剰が生じている状況でございます。この保険料につきましては、それぞれ基金に積み立て、第9期以降の給付と負担の検討を進める中で、介護保険料の軽減も視野に入れ、この基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

また、昨年度の歳入歳出決算差引残高でございます。1億3千540万円余のうち、1億1,600万円ほどが、介護給付費等の見込みが実績よりも小さかったことにより、国、県、市町村の交付金等を令和5年度に繰り越して償還するものでございます。

このため、繰越額の大小につきましては、交付金の翌年度償還分の額によることとなりますが、令和3年度決算においても、1億4,700万円ほど翌年度に繰り越しをしているという状況がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上の5議案の審査は、配布してあります付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第4の途中でありますので、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4の議事を継続します。

次に、議案第24号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第24号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度決算に伴う繰越金の確定、市町村負担金の精算が主なものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,935万4千円を追加し、総額を29億5,715万9千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款7繰越金4,935万4千円の増は、令和4年度決算に伴う、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2総務費から款5消防費まで、いずれも令和4年度決算額の確定により、節22償還金利子及び割引料において、市町村負担金を過年度償還金として精算をするものでございます。

款9予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

12ページには、市町村負担金精算額、過年度償還金の内訳となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、各常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第25号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第25号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度決算の確定に伴う繰越金によるもののみでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ69万8千円を追加し、総額を3,047万3千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款3繰越金69万8千円の増は、令和4年度決算の確定に伴う繰越金の増でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第26号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第26号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ700万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,565万6千円とするものでございます。

今回の補正は、令和4年度の決算額の確定に伴う繰越金の補正と、令和4年度の虹の家の管理運営業務に関わる委託料の精算、寄付金につきまして、補正を行うものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1繰越金49万4千円の減につきましては、令和4年度決算額の確定に伴い、令和5年度の繰越金の予算額を減額するものでございます。款5項1目1寄付金49万9千円の増につきましては、寄付を受けましたことにより、予算額を増額するものでございます。款6項1目1虹の家事業基金繰入金は、大町総合病院へ支払う令和4年度の施設管理委託料に不足が生じたことから、令和5年度において精算交付を行うため、基金から700万円の繰り入れを行うものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1節12委託料700万円の増は、大町病院へ支払う施設管理運営業務に係る委託料の精算に伴い、増額をするものでございます。款2項1目1予備費49万4千円の減につきましては、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） はじめに6点ほど伺いたいと思います。

1点目は、説明のありました、施設運営委託料の過年度精算分700万円は、単年度主義という、公共事業の決まりがあるわけですが、そういうものがあるにも関わらず、年内精算できなかったという、この理由はどこにあるのか。また、この財源は基金しかないのか説明ください。

それから、エレベーターについてです。虹の家のエレベーターの改修が延期されたままでありますけれども、どういう理由で延期されたものであるのか、改めて説明ください。

次3番目、このエレベーターの改修費用ってどの程度見込んでるのか、また、この改修を基金で賄えると見ているのか説明ください。エレベーターの3番目ですが、この改修が完了しないと、大町病院は事業を行えないのか、そういう見解なのか伺っておきます。

5番目ですね、現在も続く、予算は広域で、運営を大町病院でという、先ほども質問しましたけれども、この矛盾について改めてどのような解決方法を考えているのか再度説明ください。



最後ですが、虹の家の経営改善に向けた取り組みというのは、第9期の介護保険事業計画に間に合うというふうに見ているのかどうか、この点について、連合長の見解を伺います。

以上です。

○議長（二條孝夫君） はい、虹の家事務長。

○虹の家事務長（上條達弘君） ただいまの質問につきまして、順を追ってご説明いたします。

施設運営委託料につきましては、年度当初に委託契約を締結し、大町総合病院にその業務をお願いしております。この委託料は、虹の家に配置いただいております病院職員の人件費であり、その年の増減等により当初契約金額に変更が生じる場合がございます。

また、支払い方法につきましては、四半期ごとの実績に基づき委託料をお願いしておりますが、病院による最終的な委託金額の算出が、令和4年度の最終補正予算に間に合わず、新年度において不足分を精算したために、今回、補正予算に計上したものでございます。本来であれば、令和4年度の精算につきましては、年度内に行うべきものと考えておりますので、令和5年度の委託料につきましては、大町総合病院に対して年度内での精算を強くお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、エレベーター改修に係るお尋ねに順次説明いたします。エレベーター改修につきましては、令和3年度から計画しております大規模改修において改修する予定とし、工事費の財源としては基金での実施を検討されたところですが、基金残高のなかで優先順位の高い項目から改修することとなり、緊急性の高い防火シャッターの改修と、利用者に快適な環境を提供するための照明設備の更新を先行して実施いたしました。

現在、延期しておりますエレベーター改修につきましては、2,500万円程度と見込んでおりますが、まずは虹の家の現状等に基づき、経営改善の取り組みを進めることが先決であると考え、方向性が定まり次第、着手していきたいと考えております。

改修費用につきましては、現時点でも基金を活用することを考えております。

大町病院への事業の影響ということですが、エレベーター改修が必要であることは伝えてありますが、病院の方のとらえ方を聞き及んでおりませんが、建築基準法上、直ちに改修すべきものではないとされているため、影響は少ないものと考えております。

経営と運営のところではありますが、先ほど説明したとおり、施設の管理運営を市立大町総合病院をお願いしていることから、市立大町総合病院の皆様にも関わっていただき、経営形態も含めてさらなる検討を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） ちょっと1点、虹の家の経営改善に向けたものが、第9期の介護保険事業計画に間に合うのかという点について答弁漏れです。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 第9期の介護保険事業計画に間に合うかというお尋ねでございます。現在、9期の次期介護保険事業計画の策定を進めているところでございますが、そのなかで、施設整備の要望を各事業所から市町村の方に提出いただいて、その部分についてこちらで取りまとめ、最終的に計画策定委員会等でご審議いただくというところでございます。

従いまして、虹の家の方向性に基づいて新しい施設にしていくということであれば、当然、大町市の方に虹の家から状況を説明し、お願いをして、大町市から要望施設として、うちの方に上げていただくというような、そんなような予定をしておりますのでよろしくお願いし

ます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からも補足してご説明申し上げます。

まず、広域連合で行っております介護保険事業につきましては、管内の確か60幾つかの介護保険の事業所なり、また、市町村事業においても、いわゆる介護予防のための様々なサービス事業、これも市町村でそれぞれの取り組みについて、全体を総括して介護保険のなかで給付、そしてその財源としては、広域連合がそれぞれ国庫負担金、県費負担金、その他の利用料等をまかないながら運営しているものでございます。

一方で、同じように広域連合で設置し、そして大部分を委託する、先ほどの答弁のとおりでございますが、その事業につきましては、その介護保険を適用して行っている事業所の一つに過ぎないわけですので、この介護保険の適用することと、その介護保険を利用しながら、制度のなかで運営している虹の家の経営とは、直結するわけではないということについてはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 最初の病院からの過年度精算分の請求です。

これ、理由は何かという質問ですので、病院がなぜ4年度の決算中にこの作業ができなかったのか、その理由について説明いただきたいと思っております。そういう理由もなくして過年度精算分という請求が来てるわけですので、その点を答弁いただきたいと思っております。

それからエレベーターについてはですね、これ建築基準法に基づく定期検査となります。この報告書では、要是正、要重点、それから指摘なしの3段階で判断されるというふうに決められておりますけれども、この点については、虹の家のエレベーターについては、どういう段階の指摘があったのか、改めて説明ください。

それから、介護保険第9期と虹の家の経営の関係ですけれども、全協の資料にもありますけれども、虹の家の検討するのは、令和6年度、7年度に向けて検討されるというな日程が示されてますけれども、第9期介護保険事業計画というのは、もう来年度から始まる事業ですよ。

これとの関係で、日程的にそれは大丈夫なのかどうか、その点を聞いているわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） はい、委託料が過年度精算になってるという部分でございます。

これにつきましては、大町病院の方で処遇改善加算等の改定がされたということでそれに労力を要したということ、それから、そのなかで担当している職員が体調を崩すなどして、ちょっとそこの部分で事務が進まなかったというようなことが原因で、過年度精算になってしまったという内容でございます。

それから、エレベーターでございます。これについては、指摘を受けてる部分では要是正という部分で言われております。これについては、直ちにやりなさいという指摘ではなくて、改修できるのであれば、できるだけ早い時期に改修してくださいということで、今すぐ改修をしてくださいという、そういう内容ではございませんので、とりあえず、虹の家の今後の方向性を定めていくことがまず第1だと考えて、エレベーター改修については、しばらく見送っていると、そんなような内容でございます。

それから、9期の次期介護保険事業計画は、令和6年度から8年度でございますが、今年

度中に計画の方には搭載をしていただいて、今年度中に方向を定め、次年度でそれに向けた施設整備、そのまた次年度で開設ということで、3年以内に開設できれば事業計画に載せても問題がないということですので、今そのような方向で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 1点目の過年度の精算金の件ですけど、これ明らかに病院側の事務処理の懈怠という問題に行き着くと思うんです。そういう場合には、これ職員の懈怠ですから損害賠償請求とか、住民から請求されたら、それ避けられないという、そういう性格の問題だと思います。簡単に過年度精算分で請求されても、広域連合としてそういう曖昧なまま受けることはできないというふうに思いますが、その点再度、そういう性格のものであるのかどうかの認識から説明をいただきたいと思います。

それから、エレベーターにつきましては、要是正という答弁がありましたけども、この要是正にしてもですね、管理者が是正を怠る場合には、是正状況の報告調書や是正命令もということが及ぶことにも、これは国土交通省ですか、そのような国からの指導が及ぶ場合もありますけども、こういった点については、連合長としてはどのように指導してきたのか、改めて連合長の見解を伺いたいと思います。

それから、介護保険制度については、9期で予定さえあげておけば、後で確定した段階で対応できるという答弁だと思いますけど、これはどんな事業形態をとるかで事業費も大幅に変わるとは思うんですけども、そういった事業費については、ある程度ため越しで計画さえあげておけば、後で対応ができるという性格のものなのかどうか、改めて答弁をお願いします。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えします。

現在、虹の家の今後の方向性として検討されているものは、看護小規模多機能施設、これにつきましては、そんなに大きな改修は必要がないということで、方向が決まればその時点で、部屋の間仕切りが主になるかと思いますが、その部分で改修が必要になってこようかと思えます。従いまして、それをやるために、1年間設計をしなきゃいけないとか、そういう長期間に亘ってやっていかなければならないという性格のものではないと認識しています。

それから、確かに大町病院の方から職員を派遣いただいて、その人件費になるわけですが、それを委託料としてお支払いしてるところですが、病院の事情であっても契約の中では、年度内精算ということを謳っておりますので、本年度以降は、その点、大町病院にも願いをしながら年度内精算をお願いします。同じ仲間同士でやってる部分でございますので、強くお願いをして、年度精算をしていくように努めてまいりたいと、そのように考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 2点について、私からも補足してお答え申し上げます。

まず1点目、大町病院の事務処理、特に人件費の精算についての事務処理が遅れたということが理由の1つになっております。それは先ほども説明ありましたように、職員が体調を崩したということにあるということで、ではその職員が懈怠であったかという、懈怠という言葉をお使いになりましたが、怠けていたのではない、体調を崩した、病気であればそれは致し方ないことで、その職員にはそうした懈怠という、その原因で何か影響が及ぶということにはならない。ただし、病院全体としての事務処理が遅れていたことは間違いのないことで

あります。これについては、きちっと事務的にもそういうことのないようにという申し入れをしているところでございます。同時に病院は企業会計でありまして、実は3月31日、そこで打ち切りになります。普通会計のように、私ども広域連合の一般会計は、それぞれ出納整理期間、4月、5月の余裕があるわけですが、その違いがあることも背景にあるのではないかと、私自身は考えております。

また、2点目のエレベーターの改修につきましては、これも先ほど来答弁がありましたように、是正が望ましい、要是正ということですが、ただちに施工する必要がないという、施工しない場合はやむを得ないというような、そんな説明がありました。であれば、説明がありましたように、基金の動向を見ながら計画的に順次優先度の高いものから行っていくということで、先ほど申し上げたように、防火上必要な措置を最初に手をつけたところでございます。これも、いつまでもほっとくということではありません。計画的に進めていきたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） それでは、他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で、質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第27号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第27号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度介護保険事業特別会計の決算の確定に伴う繰越金の増額補正、令和4年度の介護給付費等に関わる国・県・市町村負担金の精算に伴う返還金の補正が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,107万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億1,051万9千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款9繰越金1億2,107万8千円の増につきましては、令和4年度の決算額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款3基金積立金につきましては、前年度繰越金のうち、保険料分について積み立てをするものでございます。款5諸支出金につきましては、前年度の介護給付費等に係る国・県・市町村負担金の精算に伴う過大交付分をそれぞれ返還するための補正でございます。

12ページは、市町村負担金の過年度償還金内訳表でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

次に、議案第28号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第28号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、令和4年度決算の確定に伴う繰越金の増及び鹿島荘事業負担金の減、歳出では、施設整備の修繕、地下タンク漏洩検査に伴う手数料、市町村負担金過年度償還金が主な内容でございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ212万3千円を追加し、総額を1億9,095万8千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目2鹿島荘負担金238万7千円の減は、6月までの第1四半期の利用実績により、保護措置費負担金を348万4千円減額し、短期宿泊事業負担金を109万7千円増額するものでございます。款4項1目1鹿島荘繰越金337万5千円と、目2ひだまりの家繰越金113万5千円の増は、令和4年度決算の確定に伴うものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費98万8千円の増は、節8旅費では、神奈川県で開催されます、社会福祉施設長資格取得講習の費用、節10需用費34万4千円の増は、消耗品では、クラスター発生に対応した感染対策防護用品の追加購入費用、修繕では、点検により修繕が必要と指摘された受水槽及び自動火災消火設備等の費用、節11役務費16万7千円の増は、地下タンク漏洩検査手数料及び、不要となったテレビなどの処分手数料、節22償還金利息及び割引料では、市町村負担金過年度償還金として、38万2千円を計上したものでございます。項2目1ひだまりの家管理費では、断線により使用不能となりましたセンサーマットの購入代金として、節17備品購入費に7万1千円、予備費106万4千円は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の内訳表となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、福祉常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

閉会 午後1時32分

令和5年8月18日

開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから、令和5年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。

連合長、副連合長は全員出席しております。

以上でございます。

#### 日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決」を行います。

まず、議案第17号及び議案第18号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第17号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、出動件数が増えているが、消防業務の現状や課題について、現場の職員から定数に関する声はあるのかとの質疑があり、行政側からは、定年延長に伴い、体力的な問題から、消防力として現場における実働職員の確保に不安がある。2年ごとしか退職がないため職員採用の前倒しも必要と考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、今後10年間の職員採用に関する計画があるのかとの質疑があり、行政側からは、シミュレーションしているが、女性職員の育児休業の時期や早期退職者などの不確定な要素があるため、最大数として106人への定数増をお願いしているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、定数を増やすことは人件費の増加になると思うが、財源の確保や市町村の負担増についてはどう考えているのかとの質疑があり、行政側からは、定年移行期間中に広域消防発足当時の職員の大半が60才以上ということで、人件費は70%まで低くなると考えている。また、当面は高額な車両等の更新を予定していないことから、人件費も含め、財政面での大きな変動はないと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、事務局部局における定数に関して、市町村からの派遣職員を減らし、プロパー職員による組織体制へ移行する具体的な計画はあるのかとの質疑があり、行政側からは、現在、市町村からの派遣職員は6名おり、管理職等についているが、派遣元の市町村の事情や、プロパー職員の年齢、在職年数のほか、業務経験などを考慮しながら、いずれはプロパー職員による組織体制に移行したいと考えており、現状では具体的な計画はないとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第18号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第17号について、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第18号について、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第17号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第17号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、総務常任委員長報告どおり原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第18号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、総務常任委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第19号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第19号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、災害ドローンは全ての消防署に配備しているのかとの質疑があり、行政側から災害ドローンは2機あり、大町消防署で管理しているが、災害等が発生した場合は、機動的に活用することとしているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、情報化推進費が前年度と比較して615万円増えている理由は何かとの質疑があり、行政側からは、戸籍情報システム及び基幹系システムを年度途中で更新しており、更新時には、新たにセキュリティ対策の装置を追加していることや、半導体等の高騰、前回更新時では、消費税が8%から10%に変わっていることなどが、主な理由であ



るとの答弁がありました。

また、廃棄物処理費が前年度から4,415万円増加している理由は何かとの質疑があり、行政側からは、電気料の高騰のほか、3年に一度交換が必要なロードヒーティング不凍液の交換の委託料などが、主なものであるとの答弁がありました。

関連して委員から、電気料の高騰について、今はどのように見通しているのかとの質疑があり、行政側からは、エネルギーサービスプロバイダーを入れて、より安価な電気を求めて、現在対応しているが、電気料金の価格の推移を見通すのは困難であるため、エネルギーサービスプロバイダーとも情報共有を図りながら、経費の縮減に努めたいとの答弁もありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○福祉常任委員長（大和田耕一君） 議案第19号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託された部分について報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第19号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号を、各常任委員長報告どおり原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第19号「令和4年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第20号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第20号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、3市村へ補助金交付をしたということだが、他の町村は申請が無かったということかとの質疑があり、行政側からは、補助金については、市町村が行うイベントや祭りを対象として申請をいただいて交付決定をし、実績報告に基づき補助金を交付している。

代替事業も含めてイベントの実施に向けて調整が整わず、補助金の申請が無かったとの答弁がありました。

また、別の委員からは、白馬村の塩の道祭りとは違い、大町市へ交付した荷車市は、市全体の祭りの要素はないと思うが、補助金を交付した理由は何かとの質疑があり、行政側からは、コロナ禍で様々な地域イベントが中止になる中で、イベント内容等を確認し、広く代替イベントとして受け入れたいとの考えのもとに、補助金を交付したとの答弁がありました。なお、行政側から、今後も公平性を担保しながら、代替イベントにも対象とする旨を周知しながら、地域の活性化に努めたいとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で、原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第20号「令和4年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務常任委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第21号、議案第22号及び議案第23号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

〔福祉常任委員長（大和田耕一君）登壇〕

○福祉常任委員長（大和田耕一君） 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第21号「令和4年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告をいたします。

審査中委員から、補償補填及び賠償金の施設内転倒に伴う治療費について、具体的にどのような事故であったのかとの質疑があり、行政側から、ベッドからの移動に伴い転倒したものであり、1週間程度入院となったため、この費用を補償したとの説明がありました。

また、委員から、エレベーターの改修費用について、当初5,400万円ほどの見込みであったが、今回の説明では2,500万円の費用との説明があった、この差は何かとの質疑があり、行政側から、当初の費用額の見込みには、特殊浴槽や防災シャッターの改修費用も含まれており、説明の2,500万円は、エレベーターの改修費用となっているとの説明がありました。

また、委員から、需用費の賄材料費について、物価高騰の影響はどうかとの質疑があり、行

政側から、施設入所者数が増となったため、費用も増となっているが、材料費の単価については、ほとんど変わらないとの答弁がありました。

また、委員から、歳入の特定入所者介護サービス費収入の前年度比較において40.8%減となっているが、どのような内容かとの質疑があり、行政側から、特定入所者介護サービス費は、施設入所者の食費、居住費の実費分の軽減に係る給付であり、令和3年度の介護保険制度改正により、対象者要件がより細分化、厳格化され、この軽減制度を受ける対象者が減少したことから、これに係る収入も大きな減少となっているとの答弁がありました。

また、委員から、この軽減制度の適用外となった利用者からは反響があったのかとの質疑があり、行政側から、入所等に際して説明やパンフレット等を活用して説明しており、そこまでの反響はなかったとの答弁がありました。

また、給食業務を委託しているが、内容はどのようなものか、利用者の評判はどうかとの質疑があり、行政側から、出来上がった食事を配達していただいております、こちらで温めて提供している。利用者の評判は良好との答弁がありました。

審査中、委員から、施設利用者の賠償金はどうして支払われたのかとの質疑があり、行政側から、施設内で転倒し入院治療を行ったことから、その費用を虹の家で負担したとの答弁がありました。

また、委員から、エレベーター改修も含めて、虹の家大規模改修をどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、行政側から、5,000万円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、賄材料費が増額となった理由は何かとの質疑があり、行政側から入所系利用者が増加したことにより増額となったとの答弁がありました。

また、委員から、特定入所者療養介護費収入が減となった理由は何かとの質疑があり、行政側から、所得の少ない方の利用が減ったため減額となったとの答弁がありました。

また、委員から、利用料の変更や給食の内容についてどのような声が聞かれるかとの質疑があり、行政側から、利用料等を変更する場合は、事前に周知して了解をいただいている、給食については、利用者が満足をしているとの答弁がありました。

また、給食業務委託の内容はどのようなものかとの質疑があり、行政側から、出来上がった副食等を配達していただき、こちらで温めて提供しているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第22号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を報告いたします。

審査中委員から、不納欠損額について大きな額となっているが、例年と比べてどうなのかとの質問があり、行政側から、不納欠損処理の時期は随時となっており、通常年度末に行っているが、令和4年度決算の不納欠損は、令和3年度の不納欠損分が、会計処理上、翌年度にずれ込んだため、2年度分の決算額となっていることが大きな理由であるとの説明がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

審査中委員から、職員の安定的な確保に向けた課題は何かとの質疑があり、行政側から職員の募集を行っても、応募がない状況である、管内の福祉人材が不足していると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、外国人の採用は考えているかとの質疑があり、行政側から、過去に採用した経過があると聞いているが、外国人の採用について特に定めたものはないとの答弁がありました。

また、委員から、夜勤手当はどのくらい支払っているのかとの質疑があり、行政側から、1回の夜勤につき680円を支払っているとの答弁がありました。また、鹿島荘の給与水準をどのように考えているかとの質疑があり、行政側から平均的だと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、基金を積み立てた目的は何かとの質疑があり、行政側から、鹿島荘を利用していた方の遺言により寄付をいただいた。有効的な活用をしていきたいとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第21号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第22号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第23号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより順次採決を行います。

まず、議案第21号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第21号「令和4年度、北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第22号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第22号「令和4年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第23号について、福祉常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第23号「令和4年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入

歳出決算の認定について」は、福祉常任委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第24号について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第24号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（大和田耕一君） 議案第24号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」のうち、当委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第24号について、まず、総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号を各常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第24号「令和5年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

〔総務常任委員長（太田伸子君）登壇〕

○総務常任委員長（太田伸子君） 議案第25号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（二條孝夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、総務常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号「令和5年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、議案第27号及び議案第28号について、福祉常任委員長の報告を求めます。

福祉常任委員長。

[福祉常任委員長(大和田耕一君)登壇]

○福祉常任委員長(大和田耕一君) 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第26号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)」について報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について報告をいたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第1号)」について報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(二條孝夫君) 福祉常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第26号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第27号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議案第28号について、福祉常任委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員、議案第何号ですか。

○7番(大和幸久君) 議案第26号、反対討論です。

〔7番（大和幸久君）登壇〕

○7番（大和幸久君） 大町市議会の大和です。

私は、議案第26号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」に反対の立場から討論いたします。

令和4年度の介護老人保健施設事業特別会計決算の認定においては、職員、関係者の努力により、入所利用者等の増など、一定の成果を出していることについては評価すべきことと認識しております。

しかし、現状では、今日まで経営責任者が具体的な方向性と、短期・長期目標を職員、関係者に提示されないままとなっており、一丸となって取り組めていない状況にあるのではないかと感じております。

このような認識に至る理由は、以下で述べていますが、その第1点目は、歳出、委託料の700万円の施設運営委託料過年度精算分を年内精算できなかった問題であります。

なぜ、精算できなかったのか、その理由、責任の所在がはっきりしておりません。大町病院側との綿密な連携が取れてない結果、このような問題が起きてしまっております。安易な、過年度精算金として解決できない重大な問題があり、この究明を先に行うべきであります。この点を指摘しておきたいと思っております。

2点目は、虹の家の経営改善に向けた取り組みは、具体的な方向性を示しておらず、第9期介護保険事業計画に間に合うかどうか不確定であり、運営事業者もいまだにはっきりしていないなど、虹の家をどのような形態で運営していくのか、真摯で早急な対応が強く求められております。

3点目は、虹の家のエレベーター改修が建築基準法に基づく、点検結果の要是正でありながら、延期されている状況にあることであります。万が一事故が起きたとき、管理者の責任は極めて重いものになってしまいます。利用者への安全第一で、早急に改善すべきことを指摘しておきたいと思っております。

4点目は、やむを得ない状況にしても、経常費に使用した、現在の基金残高が少なすぎることであります。コロナ禍により、やむを得ない状況は理解するとしても、何年もこの一連の事態は指摘されてきております。

基金残高がないから、エレベーター修理ができませんでは、余りにも無策すぎるのではないのでしょうか。直ちに対応することを、強く求めておきたいと思っております。

5点目は、予算が広域で、運営が病院という矛盾をどう解消するのかという点であります。私は、ガバナンスも含め大町病院が運営することが、これらの矛盾を解消する唯一の手段と考えております。広域連合長であり、大町病院の開設者である、連合長のガバナンス力が問われている課題であると思っております。

虹の家の設立当初とは、介護保険法の成立や同種の民間サービスの参入など、様々な条件が変わってきております。しかしながら、サービス利用者に対する設立時の虹の家存在意義は変わっていないはずであります。

サービス利用者にとって、頼りがいのあるすばらしい虹の家となるよう、さらなる進化を期待して、反対討論を終わりたいと思っております。

ご賛同のほどをよろしく願いいたします。

○議長（二條孝夫君） 議案第26号について、他に討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他の議案について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第26号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第26号「令和5年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号「令和5年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を福祉常任委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号「令和5年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第1号)」は、福祉常任委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本8月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 8月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました条例案件、決算案件並びに予算案件の12議案につきまして、昨日、本日で2日間にわたり、本会議並びに常任委員会において、慎重かつご熱心にご審議いただき、原案のとおり承認、ご議決を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映してまいる所存でございます。

本定例会の開会あいさつでも申し上げましたが、虹の家の経営改善に向けた取り組みにつきましては、5月に提出された経営改善委員会の答申に基づき、経営改善に向けた具体的な施設運営の方向性について、今後の方向性について協議を進めております。本定例会終了後の全員協議会におきまして、現在の検討状況等についてご説明申し上げることといたしております。

また、本年度発注を予定しております、白馬リサイクルプラザ建設工事につきましては、現在、基本設計まで立ち戻り、見直しを進めております。本定例会終了後のごみ処理特別委



員会及び全員協議会において、屋根の形状や部屋のレイアウト案などについてご説明し、ご意見を伺うこととしております。

結びに、間もなく市町村議会9月定例会を迎えますが、議員各位におかれましては、今後もお厳しい残暑が予想されますことから、十分健康にご留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、いっそうご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また公務ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和5年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時44分

令和5年8月18日

議会議長

5番

6番